

[事案 2019-328] 新契約無効請求

・令和2年11月11日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2019-329]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人から虚偽の説明を受けたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年10月に銀行を募集代理店として契約した2件の変額個人年金保険について、募集人から、死亡した場合、死亡一時金は既に受け取った年金累計額が差し引かれることはなく、基本保険金額（一時払保険料と同額）が支払われるという虚偽の説明を受けたので、契約を無効とし、一時払保険料と受取年金累計額との差額を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人の主張する虚偽の説明は行っていないので、申立人の請求には応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情を把握するため、申立人、申立人配偶者および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が虚偽の説明を行ったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。